

2020年3月

お客さま各位

永和信用金庫

## 「外国送金取引規定」の改定および電子化のお知らせ

民法改正対応によりまして、「外国送金取引規定」を下記のとおり改定するとともに、電子化対応により当金庫ホームページで、最新の「外国送金取引規定」をご確認いただけるようにいたしました。

つきましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 主な改定内容

「外国送金取引規定」に以下の項目を追加しました。

・ 6. (手数料・諸費用)

(3) 前2項の当金庫所定の送金手数料等については、金融情勢の変化により変更する場合があります。

・ 17. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項(1)の変更は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 2. 改定日

2020年4月1日(水)

以上